第二条の三の六第二項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、「記載されるべき」及び「が当該帳簿に記載されている」の下に「特定配偶者」を加え、同条第三項中「事項」の下に「（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第七項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる」の下に「事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」を加え、「と」を「事項」と」に改め、同条第八項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第十項中「前項」を「前三項」に、「国外扶養親族証明書類（」を「書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに」に、「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に、「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10　国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　前号ロに掲げる書類

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　第一号イに掲げる書類

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三の七（見出しを含む。）中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改める。

第二条の六及び第三条第三項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第三条の二第二項第四号中「第五項第一号及び第六項第二号」を「以下この条」に改め、同条第五項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同項第一号中「次項第二号」を「以下この条」に、「第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号」を「以下この条及び第十条の二の六」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十一項の規定により」を「第五十三条第四十二項の規定により」に、「された同項に規定する」を「された」に改め、同項第一号中「第五十三条第四十一項の規定による」を「第五十三条第四十二項の規定による」に改め、「（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二　税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第五十三条第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第五十三条第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三　対象前各事業年度（法第五十三条第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

第三条の二に次の二項を加える。

8　政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税額控除超過額相当額（法第五十三条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二　税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三　対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第五十三条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9　政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　法第五十三条第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国法人税等の額